



日本セキュリティ・マネジメント学会2003年度学術講演会  
有害プログラムとそれに対する法的対応

---

明治大学法学部教授  
弁護士(あすか協和法律事務所)

夏井 高人

# Overview

---

- ❖ 1 はじめに
  - ❖ 「有害プログラム」は定義可能か？
- ❖ 2 サイバー犯罪条約における「機器の濫用」
- ❖ 3 日本国の従前の法律によって対応可能な行為
- ❖ 4 法務省法制審議会の答申
  - ❖ 不正プログラムに対する処罰
  - ❖ 電子計算機損壊等業務妨害罪の一部改正
- ❖ 残されている問題
- ❖ まとめ

# サイバー犯罪条約6条における「機器の濫用」

- ❖ 以下の物件の製造行為、販売行為、使用のために調達行為、輸入行為、配布行為又はその他利用可能にする行為
  - ❖ 1. 主として第2条ないし第5条で設けられるいずれかの犯罪を実行する目的で設計又は採用された装置。コンピュータ・プログラムを含む。
  - ❖ 2. コンピュータ・システムの全部又は一部へのアクセスをできるようにするコンピュータ・パスワード、アクセス・コード又はこれに類するデータ
- ❖ 第2条ないし第5条で設けられるいずれかの犯罪を実行する目的で使用する意図

# 日本国の従前の法律によって対応可能な行為

---

## ❖ 準備的行為

- ❖ 不正アクセス禁止法における不正アクセス行為を「容易にする行為」

## ❖ 重大な結果の発生

- ❖ 電子計算機損壊等業務妨害罪
- ❖ 偽計業務妨害罪

Copyright © 2003 Takato Natsui, all rights reserved.

Copyright © 2003 Takato Natsui, all rights reserved.

# 法務省法制審議会の答申

- ❖ 不正指令電磁的記録等作成等の罪の新設
  - ❖ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
    - ❖ 不正な指令に係る電磁的記録その他の記録の作成または提供
    - ❖ 不正な指令に係る電磁的記録の実行
    - ❖ 未遂行為
  - ❖ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
    - ❖ 不正な指令に係る電子的記録の取得または保管
- ❖ 刑法の電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂行為を処罰

# 残されている問題

---

- ❖ 無線LANなどの閉鎖的無線ネットワークシステムへの対応
  - ❖ → 電波法の一部改正
- ❖ RFIDなどの微細な装置を含むスタンドアロンコンピュータへの対応
  - ❖ → 不正アクセス禁止法の全面改正が必要
- ❖ 違法傍受の準備的行為, 未遂的行為への対応
  - ❖ → ???
  - ❖ → 根本的には, 通信関連法制の全面的改正が必要

# まとめ



Copyright © 2003 Takato Natsui, all rights reserved.